

第5次粕屋町総合計画 後期基本計画 策定方針



令和元年 11 月

経営政策課

1. はじめに

「太陽と緑の町」「協働でつくる安心の町」をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像を「心かよいあう スマイルシティかすや」と定め、これまで築き上げてきた行財政運営の基盤と仕組みを継承しながら、町民が町への愛着や誇りを感じることによって、定住人口や交流人口が増加し、ますます元気なまちとなるように、町民、地域と行政がともに新たな時代のまちづくりを推進していくための計画として、平成28年3月に第5次粕屋町総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定しました。

総合計画における前期基本計画の計画期間が令和2年度で最終となることから、これまでの取り組みを総括するとともに、令和3年度から始まる後期基本計画を策定します。

2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、**基本構想**及び**基本計画**で構成します。

● 基本構想

町民と行政の共通の目標として、まちづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すものです。

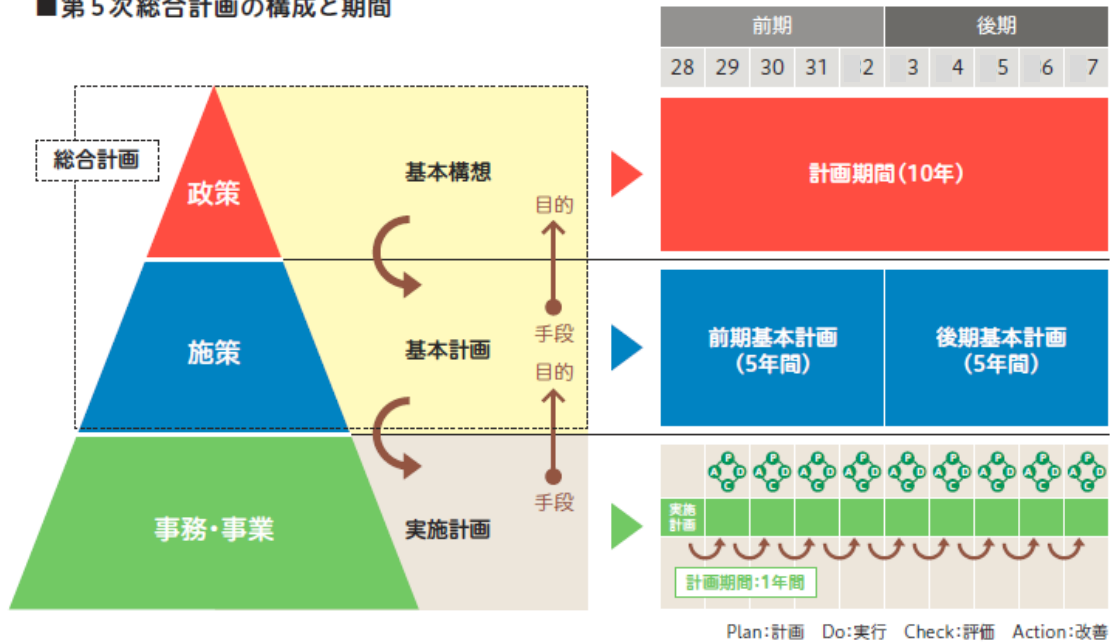
● 基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標及び役割等などを示すものです。

第5次総合計画において、基本構想及び基本計画の計画期間は、**平成28年度から令和7年度の10年間**とします。

なお、基本計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度の5年間を**前期**、令和3年度から令和7年度の5年間を**後期**とします。

■第5次総合計画の構成と期間



また、基本計画で掲げた施策を実現するために、**実施計画**を作成します。

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。実施計画の計画期間は1年間とし、年度ごとにPDCAサイクルにより見直し・改善を加えながら、次年度以降の事業に反映させることにより実行性を確保します。

■行政経営マネジメント (PDCAサイクル)



3. 総合計画の進行管理

総合計画の施策体系に事業別のコスト情報を結び付け、**事務事業評価**で実施した事務事業の見直しを行い、**施策評価**で総合計画の進行管理を実施します。

- **事務事業評価**

実施計画時に事務事業の性質による分類や事業分析（当該年度の事業実施の方向性）を行い、決算時期に担当課において、コスト情報等の分析を含めて評価します。

- **施策評価**

各事務事業における評価結果を施策単位で集約し、指標の達成度を含めて評価します。

- **外部評価**

所管課や部局毎に行う内部評価（事務事業評価、施策評価）だけでなく、外部の有識者等からなる行政評価委員会において外部評価を実施します。外部評価の実施により、既存の行政評価では十分に満たすことができない客観性や信頼性の確保、住民への説明責任を果たす取組を行います。

4. 計画策定の基本方針

第5次総合計画は、町のめざす将来像に向けて、新しいまちづくりを進めていくために、策定にあたって、次の3つの視点を基本方針とします。

(1) 町民にわかりやすい計画づくりと“協働”で取り組む視点

計画策定の過程を通じて、町民にわかりやすい計画とすることで、町民、地域と行政が町のめざす将来像を共有できる計画を策定します。成果指標の設定により、総合計画の進行管理を行います。

(2) “地域”の特性や強みを活かし、活力あるまちを創造する視点

社会経済情勢が大きく変化する時代において、地域の特性や強みを最大限に活かすことで粕屋町らしさを輝かせるとともに、まちの魅力を高め、活力あるまちを創造する計画を策定します。

(3) 成果を重視した戦略的な行政“経営”の視点

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、経営的な視点で、「選択と集中」による効果的・効率的な施策の展開を図り、行政経営の指針となる計画を策定します。

わが国が人口減少社会の到来や少子高齢化の進展など大きな転換期にある中、本町においては後期基本計画の期間中、人口が5万人を超えることが予想されています。そのため、後期基本計画ではこれまでの計画策定の基本方針に加え、**将来の5万人都市を見据えたまちづくり**も新たな視点として加えるものとします。

5. 策定体制

以下の体制及び町民参加（6. 町民参画の手法 参照）のもとで策定します。

1. 総合計画審議会（粕屋町総合計画審議会条例）

設置目的	町長の諮問に応じて粕屋町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。
組織	16名以内 次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。 (1) 識見を有する者 (2) 町教育委員会の委員 (3) 町農業委員会の委員 (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 (5) 公募等による町民
開催時期	令和元年11月～令和2年11月（計8回程度）

2. 庁内体制（粕屋町総合計画策定本部設置要綱）

● 総合計画策定本部

設置目的	総合計画検討会議で作成した総合計画素案及び案等を審議し、承認を行う。
組織	副町長、教育長及び各部長等で組織する。

● 総合計画検討会議

設置目的	策定本部に提出する必要な事項について、協議・調整を行う。
組織	総務部長が招集し、各課・局・所の課長等により構成する。

● 作業部会

設置目的	総合計画素案の作成にかかる必要な資料等の収集及び提供などの具体的な作業を行う。
組織	策定本部及び検討会議の構成員以外のすべての町職員で構成する。

（作業部会プロジェクトチーム）

設置目的	町民の声を反映させた計画素案を練るため、ワークショップ等にも参画し、作業部会の中心的役割を担う。
組織	施策分野から1～2名を選出し、20名程度で構成する。

6. 町民参画の手法

町の未来や今後のまちづくりについて、町内外を問わず幅広く意見交換を行うとともに、町民の新しい出会いと交流を促進する場であるワールドカフェ、計画の素案に対して町民の意見を反映させるパブリックコメント、住民ニーズや満足度等を調査・分析するための意識調査を実施します。

※ワールドカフェ…少人数に分かれたテーブルで自由な対話を行い、他のテーブルとメンバーを入れ替えて対話を続けることにより、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法。

● まちづくりワークショップ（かすや未来カフェ）

内容	住民同士が粕屋町の未来について語り合い、後期基本計画策定の資料となる成果を得ることが出来る内容を企画する。
対象	町民及び町外者 30人程度/回 (作業部会プロジェクトチームメンバーも参加)
開催日時	5月～8月頃 2～2時間半程度/回
開催場所	町内各地で3回程度開催

● まちづくりシンポジウム（かすや未来カフェ）

内容	まちづくりワークショップの成果から、粕屋町の未来を住民と語る総括的な内容を企画する。また、後期基本計画素案のパブリックコメント開始のキックオフとして位置付けることで、幅広く町民等の意見を集める。
対象	町民及び町外者 100名程度 (作業部会プロジェクトチームメンバーも参画することを想定)
開催日時	10月17日(土) 午後 ※予定
開催場所	サンレイクかすや(多目的ホール)

● パブリックコメント（粕屋町パブリックコメント手続実施要綱）

内容	後期基本計画素案を公表し、町民等から意見を募集し、案に反映させる。
対象	町民等
実施時期	令和2年10～11月頃(後期基本計画)

● 町民意識調査

内容	施策ニーズや満足度等を調査・分析し、課題を明らかにする。
対象	町民3,000名(18歳以上無作為抽出)
調査時期	令和元年11月